

スーザン・ストレンジの国際通貨論 (3)

—1968年のバーゼル協定とポンド地域¹⁾—

本 山 美 彦

はじめに

1964年から1967年にかけての不況局面にあって、びくつきながらもポンドを保有し続けていたポンド地域も、1967年のポンド切下げによる大幅な損失に悲鳴をあげて自国の準備からポンドをはずし始めた。1968年夏に急いでバーゼル協定が結ばれ、イギリスに資金供与を行ないつつ、ポンド地域に対してポンド保有を減少させないというポンド据置き協定の締結を呼びかけたのも、この緊急事態にとりあえず対処するためであった。先進国が協力してポンドを支援するということは、ポンド地域に一定の安心感を与え、ポンドも小康を保ちえた。ところが、イギリスの通貨当局は、バーゼル協定の効用を高く認めながらも、1968年時点でもなおポンド地域のイギリスへ忠誠を疑がわなかったのである。バーゼル借款を解説したイギリス政府の白書はつぎのように豪語している。

「準備通貨としての役割がポンドから剝奪される可能性はまったくなかった。たとえ当時、イギリスがポンド地域の準備減少分の『埋合わせ』をなんらかの形で行なおうとしたところで、そのようなことは完全に不可能であったし、ポンド地域諸国がそのことを望んでいるという証拠もなかった」²⁾。

1) Susan Strange, *Sterling and British policy—a political study of an international currency in decline*, Oxford University Press, 1971. 本山美彦・矢野修一・高英求・伊豆久・横山史生訳、『国際通貨没落過程の政治学』三嶺書房、1989年。以下、本書からの引用は括弧内に邦訳のページ数のみを示す。

2) GB Treasury, *The Basle Facility and the Sterling Areas*, Cmnd. 3787, 1968, para. 8.

イギリス通貨当局にとっては、バーゼル協定のようなポンドをめぐる国際協定が将来ともに締結され、中央銀行間の協力体制、および銀行や企業の国境を越えた金融的紐帯が存在しているもとでは、ポンドの破局的崩壊はありえず、ポンドを中心としたポンド地域の解体もありえない、と信じていたのであろう(邦訳、118ページ)。交渉通貨に転落したとはいえ、ポンド地域との関係においてのポンド・システムはあまりにも長期間持続していた。主として米国の支援によってこの地域は解体することなく、かえって対ドル差別の紐帯を戦後は強化してきたとすら見せるものであった。国際金融機構を静態的に観察するかぎり、イギリス通貨当局の希望的観測も当時としてはそれほど馬鹿げたことではなかった。しかし、考察されるべきことは政治過程の動態でなければならなかった、とストレンジは指摘する。イングランド銀行は、ポンド地域の政府がバーゼル協定によってポンドを準備から崩す傾向を弱めたと統計的に理解するのみであった。イングランド銀行は、眼前で生じつつあったポンド地域政府の対イギリス、対域外諸国の政治的関係の急速な変化にほとんど注目しなかった。この無自覚がイギリス経済に悲惨な結果をもたらしたのである。ストレンジは、このような問題意識から、ポンド地域の政治的関係の変化をつぎの2点から追うことによって、ポンド地域解体の道筋を理解しようとした。1つはポンド地域の政治的求心力の変化、2つはポンド地域の外にある政治的枠組みの変化である(邦訳、118-119ページ)。ポンドの救済に関するストレンジの結論は、米国、およびIMF、B I S等の国際的通貨組織の協同管理にポンドを委ねる、という点にある。政治的要因にポンド地域解体の理由を見出し、やはり新しい政治的関係の樹立にポンド、すなわちイギリス経済の救済を求めるストレンジの理路を以下追うことにする。

I ポンドを国際通貨の座から降ろさせない米国の意図

イングランド銀行自体は、ポンド地域内の独立国のポンド保有額を公表しなかったが、各国中央銀行やIMFの公表数値から各国のポンド準備を推定する

ことができる。1960年代中頃において公的準備を2億ポンド以上保有するポンド地域の国は5つあった。オーストラリア、マレーシア、クウェート、香港、アイルランドがそれであった。これら5か国の合計で全ポンド地域諸国のポンド準備総額の60%のシェアを占めていたのである。1968年、2億4,000万ポンドを保有するリビアがこれに加わる。当時、ポンド地域諸国は40か国余りだったが、これら6か国でポンド地域の75%ものポンド準備を保有していたことになる。したがって、ポンド地域の政治的变化を見ようとすれば、これら6か国にまず照準が合せられなければならないことになる(邦訳, 121ページ)。

海外ポンド地域が対外準備として保有していたポンド資産は、1961年がもともと多く、19.4億ポンドあった。ところが、その後はポンド地域のポンド準備は急速に取り崩されて、1968年のバーゼル協定の直前には16.5億ポンドに減少している³⁾。バーゼル協定を説明する上記の白書によれば、

「ポンド地域諸国で準備の多様化が進み、以前とは対照的に大量のポンドが他の準備資産に切り換えられたことによって、ポンドの公的準備総額の顕著な減少が見られた。それは、とくに1968年の第2・四半期に顕著であった。

この時期、ポンド地域の中央通貨当局のポンド保有高は、2.3億ポンドほど減少したのである⁴⁾。

とくに、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカの準備額の取崩しは大きく、これら3国合計で1961年の6.97億ポンドから1968年には4.47億ポンドにまでポンド準備を減らした。南アフリカを除くアフリカのポンド地域は、1964年の4.42億ポンドから1967年の3.41億ポンドに減少させた。極東は1965年の7.7億ポンドから1967年の7.07億ポンドに縮小させた。インド、パキスタン、セイロンは1963年の2.12億ポンドから1967年の1.15億ポンドに、中東は1967年の5.62億ポンドから4.11億ポンドにそれぞれ減少させた(資料は、本稿注3と同じ)。当時、最大のポンド保有国であったオーストラリアの準備総額に占め

3) UK Balance of Payments, 1969, table 32.

4) GB Treasury, *op. cit.*, para. 7.

るポンドの比率は1965年の80%から1967年には60%に低下して、IMFのゴールド・トランシュ部分を公的準備に算入すれば、ポンド準備は50%程度に落ちたのである(邦訳、123ページ)。各国によって減少時期はばらばらであるが、少なくとも1967年にはポンドからの大量逃避があったことは確かである。

ポンド逃避には1967年のポンド切下げによる各国のポンド資産価値の低下を共通の原因にしているが、各国にはそれぞれの事情があった。オーストラリアは明確に米国との運命共同体を意識するようになったからであるし、アジアやアフリカは厳しく自国通貨を規制されていた植民地通貨制度、つまりカレンシー・ボード・システムの解体を契機とした通貨の独立を希求した結果である。逆に言えば、イギリスは経済的・政治的にポンド地域を繋ぎとめておくだけの力量をもちや喪失していた。1968年夏のバーゼル協定による各国の金融支援によってポンドの崩壊はまぬがれたが、自国の政治・経済力に応じたポンドのローカル・カレンシー化への道りを遠くしてしまったのである。つまり、バーゼル協定はポンド救済の国際協定であったばかりでなく、ポンドを米ドルの防波堤にする米国政府の政治的意図によって、ポンドを国際通貨の座から降ろさせないようにした協定でもあったのである。

1962年の最初のイギリスのEC加盟申請時にはまだオーストラリアの一次産品輸出はイギリス市場に大きく依存していた。しかし、その後オーストラリアの輸出市場は他の地域に振り向けられる努力が払われ、1966年には日本が最大の貿易相手国になり、台湾、中国、香港、マレーシア、フィリピン、パキスタン、シンガポール、タイへの輸出を合計すればイギリスへの輸出を上回るようになった。ちなみに、UNCTADの西側メンバーとして第三世界に最初に片務的特恵を供与した国はオーストラリアであった。オーストラリアの目がイギリスではなく、アジア・太平洋に向けられるようになったことの証左としてこの事実を理解してもよいであろう。

公的準備に占めるポンド保有の最低比率をポンド地域に受諾してもらわ

りに、準備の10%を超えるポンド保有にはドル価値保証をつけるという政策を1968年のバーゼル協定でイギリスが急拠結ばねばならなかったのも、オーストラリアのこの大量のポンド取り崩し政策が大きな圧力になっている。バーゼル協定には、オーストラリアに対するイギリスの特別義務が盛り込まれていた。イギリスはオーストラリアに対するイギリス人の投資規制を行わないこと。もし、そのような政策をイギリスが取らねばならなくなれば、即刻当事者間での協議を行なうことが、イギリスに義務づけられたのである。これはバーゼル協定第22項に特記事項として盛り込まれている(邦訳、125ページ)。当時、オーストラリアへの外国資本の流入は、そのほとんどが米国とイギリスからのものであり、1965年には両者合せて89%もの高い比率であった。それまでは、イギリス資本の方が米国を上回っていたが、1966年には両者の地位が逆転して米国が46%、イギリスが39%となっていた。しかし、米国とイギリスの政府はともに自国資本の海外流出には国際収支上の理由から制限を加えていて、オーストラリアへの資本投資にはとくに神経を尖らせていたのである。1966年イングランド銀行は、すでに北アメリカと西ヨーロッパへの投資規制のガイドラインの中にオーストラリアを加え、米国政府もまた金利平衡税をオーストラリアへの資本流出に対しても拡大適用したのである。米国政府自身はオーストラリアへの米国資本の流出に歯止めをかけようとしながら、オーストラリアの民間資金不足をイギリス資本で埋めようとしたところに米国の政治的意図があったのである。その意味においてイギリスに特別の責務を課した上記のバーゼル協定第22項はイギリスの経済行動への大きな重しになったと考えられる(邦訳、127ページ)。

ストレンジによれば、準備の一定割合をポンドでもつことをポンド地域に義務づけた最低ポンド比率条項もまたイギリスの利益もさることながら、完全に米国の利害を反映したものであったという(邦訳、125ページ)。1962年のEC加盟交渉においてイギリスのヒースが、イギリスはもはやオーストラリアをも含めた英連邦諸国の経済的利益のために自国の経済的犠牲を甘受するつもりは

ないと発言したこと、しかも南アフリカの除名をめぐる英連邦会議でのイギリスの発言から、イギリスは旧自治領よりも新興アフリカへの政治的支援をする姿勢を明確にしたこともあって、以後オーストラリアは、確固たる決意で金、ドル保有を増やし、IMFの信用供与に頼るようになっていた。しかし、この間オーストラリアの貿易収支赤字が年々大きくなり、外貨準備も1964年の19億ドルから、1967年には14億ドルにまで減少していたのである⁵⁾。このような状況下でオーストラリアのポンド離れとドル保有指向が急激に進めば、オーストラリアは自国貿易収支赤字をポンドでなく、ドルの取崩しによって支払うようになってしまうであろう。ますます不安定さを大きくする可能性の強かったオーストラリアの貿易収支の現状では、オーストラリアには、ドルでなくポンドで準備を固定比率でもたせている方が、米国の利益になったのである。ポンド準備比率を固定したうえで、保有ポンドにはドル価値保証をつけさせる。これが米国の戦略であった。このポンド保有比率を固定化することによって、イギリスはポンドの雪崩崩壊という悲劇から救済されたのは確かである。しかし、それと同時にイギリスは国際通貨の座から降りて自己の身の丈にあった経済政策を遂行する条件を喪失してしまったのである。平価変更の自由はバーゼル協定によって奪われ、国際通貨として荷の重いポンド価値の維持とポンド地域への援助とを継続しなければならなかったのである。

「こうして、イギリスは、オーストラリアと米国との間のある種の通貨上の仲介者ないしは中継者の役割を演じているように思われた。バーゼル協定による安定化が、イギリスの役にたったのは確かではあるが、少なくとも米国の利益も同じ程度にはあったのである」(邦訳、127ページ)。

II カレンシー・ボード・システムの崩壊時期の集中 (1967年)

共産ゲリラとの内戦のお蔭で通貨的自立を遅らせられたのがマレーシアであった。もっと早く通貨的自立をこの地域が達成しておれば、マレーシア、イギ

5) IMF, *International Financial Statistics*, 各年度。

リスの双方とも戦後の新しい国際経済秩序への対応をもっとスムーズに成し遂げていたかもしれないのである。イギリスには、マレーシアのもたらすゴムと錫の膨大な輸出収益がなによりも魅力であった。カレンシー・ボード・システムのもとでは、マレーシアは稼得外貨をイギリスに預託せざるをえず、イギリスはなんらの努力もなく自国準備の強化を達成しえた。したがって、マレーシアの独立が協議された1957年10月、イギリス首相マクミランはT. A. ラーマン (Rahman) に対して、独立後もポンド地域に留まること、共産ゲリラ鎮圧軍隊を派遣する見返りに、従来通りマレーシアの外貨収入をロンドンに預託し続けること、等の説得を行なったのも、マレーシアの外貨をイギリスが必要としていたからにはほかならない。マレーシアに与えられた軍事的最恵国待遇は、イギリスが旧植民地を手放すさいの例外的契約であった。他のどのような旧植民地国もマレーシアのような手厚い措置をイギリスから獲得しえなかったからである。イギリスがマレーシアに与えた軍事的保護費用は膨大なものであった。1966年8月時点でも、マレーシアにおけるイギリスの軍事関係部門に従事する人間は8万人いたし、航空機が250機、軍艦50隻を配置していたのである。この当時のアジアにおけるイギリスの軍事費は年間3.5億ポンドもあり、マレーシアの外貨を得るために費やすイギリスの費用負担は膨大なものであった (邦訳、第5章)。しかし、マレーシアは通貨的独立の象徴であるはずのマラヤ中央銀行 (Malayan Central Bank) を1959年に設立したにもかかわらず、カレンシー・ボード・システムは1967年まで維持されて、マラヤ中央銀行の機能はゼロに等しいものであった。

マラヤ中央銀行は、設立1年前に制定された1958年銀行条例の厳しい制約に拘束され、国内預金の35%以上は対外資産に投資されなければならない、政府への貸付は政府歳入の12.5%以内に抑制し、それも3か月以内の返済が義務づけられていた。政府も1.5マレーシア・ドル以上の大蔵省証券の発行は許されていなかった。さらに、ポンド地域内の資本移動を規制することもこの条例では禁止されていた。通貨に関する基本的決定は、マラヤ中央銀行ではなくて、依

然としてカレンシー・ボードによってなされていたし、1960年にはマラヤ・イギリス通貨協定が結ばれて、カレンシー・ボード・システムの維持が再確認されるありさまであった。外貨はロンドンの通貨局勘定 (Currency Fund) に預託されて、ポンド資産に振り替えられ、その資産はイギリスのクラウン・エージェント (Crown Agent) によって管理されていた。しかも、通貨局勘定には、マラヤ中央銀行の発行する銀行券の110%もの準備が置かれなければならなかったのである。この勘定の30%は流動的な形態で、残りはイギリスおよび英連邦政府保証のポンド証券に投資されなければならなかった。協定では、この勘定からマレーシアの資産に3億マレーシア・ドルまで投資してもよいことになっていたが、実際にはそのような資産取得はまったく行なわれなかった。つまり、マレーシアが稼いだ外貨収入は、マレーシア自身ではなく、英連邦の主要国に投資されたにすぎなかったのである。このようなマレーシアの通貨的独立権を奪うカレンシー・ボード・システムがマレーシアの政治的独立後9年間も維持されてきたのは、一見不思議なように思われるが、これは逆にいかにイギリスの軍事的保護がマレーシアの通貨的独立を延期させるのに効果があったのかを示す証左となろう。

1965年、マレーシア連邦がマレーシアとシンガポールに分裂して2年後の1967年6月5日になってやっと、両国はイギリスからの通貨的独立を実現できたのである。このとき以降、シンガポールは積極的にポンドからの逃避を図った。1968年夏のポンド逃避の主役はシンガポールだったのである (邦訳、135ページ)。

しかし、マレーシアに関しては、政治的独立をはたした1958年以降も、イギリス資本の流入は持続していた。イギリスの軍事予算の大きさが、ゴムや錫部門への投資需要を刺激していたからである。マレーシア政府もまたイギリスの民間投資を優遇していた。インド、ガーナ、ブラジルなどのように企業利潤の50%を超える税金を取り立てていた国と異なり、マレーシアの税率は34.4%に抑えられ、イギリス資本の税引き後利潤率は20%近くになり、北米地区への投

資の利潤率の2倍を超えていたのである⁶⁾。それでも、1966年夏以降、マレーシアとインドネシアとの軍事的紛争が収まった後、この地域に関するイギリスの軍事的予算の削減とともに、イギリス資本の流入も先細りになった。イギリスのこの地域への軍事予算の削減によって、1968年までに7億ポンド流入し、年間8,000万ポンドの利潤を上げ、銀行、海運、商社を潤していたイギリス資本に壊滅的な打撃を与えることになる、関連企業がマレーシア・シンガポール商工会議所を設立して、イギリス政府に抗議したのも、いかにマレーシアに対するイギリスの投資が、イギリスの軍事行動に大きく依拠していたかを物語るものである⁷⁾。すでに1966年、マレーシア政府は国内開発資金の不足から、外国援助を9億マレーシア・ドル受け入れていたが、それでも不足したために、政府準備の5.45億ドルの取崩しを行なっている⁸⁾。政府資産は圧倒的にポンドから成り立っているので、マレーシア政府の資金不足による政府資産取崩しとは即、ポンドが売られることを意味していたのである。ポンドの崩壊をくい止めようとするれば、イギリスはこの地域の軍事費用を負担し続けるか、新たな援助を供与しなければならなかったのである。しかし、このときには、ポンドを保有していたカレンシー・ボード・システム自体が世界的に崩壊していたために、そこからポンドを融通することができなくなっていた。バーゼル協定によってポンド価値の維持を義務づけられていたイギリスは、ここでも、国際通貨の座を降りられず、自国の経済力を超えた資金負担を自らに課すことを余儀なくさせられていたのである。カレンシー・ボード・システムの崩壊はその意味においてもイギリスには大きな打撃であったと言えよう。これまで抑えられていた国内開発資金の爆発的な需要の拡大と、通貨的従属国がイギリスにもたらしていた外国為替の急速な喪失、それによるポンドの投売り圧力の増大、この圧力を避けるためにはただただ、経済的、軍事的援助を与え続けるしか術はな

6) W. B. Reddaway and others, *Effects of UK Direct Investment Overseas: Final Report*, London, CUP, 1968, Table IV, 5, p. 358.

7) *The Times*, 15 Jan. 1968.

8) IME, *International Financial Survey*, 7 Jan. 1966, "Development Plan of Malaysia".

かったのである。

多くのポンド地域で通貨の独立が、政治的独立に大幅に遅れていたことがイギリスの事態への対応力を小さくさせていたのである。1950年代の対ドル差別クラブの存在が、ポンド地域の通貨の一体性というイギリスにとって都合のよい幻想をイギリスに与えていた。このような錯覚がなければ、イギリスはミニ・ブリテンへの道をもっと早くから模索し、したがって、国際通貨の座から降りることのコストをもっと小さくしえていたであろう。しかし、カレンシー・ボード・システムの継続と1950年代における強化とが結果的にイギリスの悲劇を増大させたのである。1968年バーゼル協定の1年前にカレンシー・ボード・システムは、世界的に一挙に崩壊し、通貨的従属国が通貨的自立を達成して、資金供給力に不安のあるイギリスのポンドの投売りが激発してしまったからである。

通常、帝国を支配するときには、「分割して支配する」という原則がある、ということがよく言われる。しかし、通貨支配に関してはこれと逆のことをイギリスは行ってきた。政治的にあい入れないものを分割するのではなく、結合させることによって帝国の通貨システムをなんとか継続させてきたのである（邦訳、138ページ）。そして、通貨的独立はつねに政治的独立に遅れてきたという特徴もこれに加わる。上記マレーシアの事例の他にアフリカの通貨的独立の遅れをも見ておこう。

1953年に創設された中央アフリカ連邦は、南北の両ローデシア、ニヤサランドという旧植民地を合体させたものである。1956年に中央銀行であるローデシア・ニヤサランド銀行が設立され、中央アフリカ・カレンシー・ボードがこの銀行に引き継がれた。1956年の中央銀行条例では、この銀行は準備を金、ドル、ポンドのいずれでもってよいことになってはいたが、実際には、1963年まで準備のほとんどすべてはポンドでもたれ、あと金が500万ポンドもたれていたにすぎなかった。また発券準備率は25%でよいとも決められていたが、これもはるかに膨大な準備をもっていた。さらにこの銀行は、他の商業銀行に対して

各銀行の要求払い預金の6%から25%、貯蓄性預金の3%から10%までを無利子で自己のもとに強制的に預託させる権利を付与されていた。つまり、国内商業信用の拡大には厳しい制限が課せられていたのである。この厳しい措置は、1964年に中央銀行がローデシア準備銀行、マラウィ準備銀行、ザンビア銀行の3つに分離するとともに、形式的には緩和されたが、翌年のローデシアの独立宣言によってイギリス側がローデシアのロンドン・バランスの凍結、経済封鎖を採ったことによって、中央アフリカの通貨は混乱の度を増しただけのことになった。

東アフリカでは、1920年に創設された東アフリカ・カレンシー・ボードが、これら地域(ケニア、ウガンダ、タンザニア)の政治的独立(1960年)後も6年間維持されて、やっと1966年に消滅した。1955年には、これまでの厳しい100%準備制は緩和されてはいたが、無保証発行額は、最初は1,000万ポンド、その後2,000万ポンド、さらに2,500万ポンドと次第に緩和されたとはいえ、依然として厳しく制限されていた。この地域の通貨的独立が遅れたのは、これら3か国が共通の中央銀行を創設しようと様々の政治的折衝をしていたためである。しかし、各国が相互にイニシアティブを採ることに消極的であったことから、共通の中央銀行構想は挫折した。結局、各国が各自の中央銀行を創設する1966年まで、カレンシー・ボード・システムは存続することになった。タンザニアの1965年7月の中央銀行設立宣言には、つぎのような激しい言葉が記されていた。

「東アフリカ・カレンシー・ボードを解体して、その権限を我々の政府に委譲させる行動を起こす前に、我々は、東アフリカの統一を思って、4年間もの間、行動を待って議論を続けてきた。しかし、このように待ったことは、どの国にとっても大きい犠牲である。とくに、本国独自の通貨制度をもちたいと願っている発展途上国にとっての犠牲は余りにも大きい」⁹⁾。

9) Arthur Hazlewood, ed., *African Integration and Disintegration*, London, OUP for RIIA, 1967, p. 105.

それでも、東アフリカ諸国は、1967年12月に東アフリカ経済共同体を創設して域内の貿易障壁の緩和、域外への共通関税障壁の設定に成功している。1968年2月には、タンザニアは外国銀行を国有化し、資本逃避を阻止する厳しい為替管理をするようになって、通貨の独立の劇的効果を示したのである。中央アフリカにせよ、東アフリカにせよ、カレンシー・ボード・システム崩壊のポンドに与えた衝撃は大きかった。1954年のこの地域のポンド残高の合計は、戦争直後からわずか10年間で2倍の2.6億ポンドに達していた。もちろん、それはこの制度の強制によって、自動的にロンドンに預託させられていたものである。1963年時点ですらまだカレンシー・ボードないしはその委託した機関が厳しく通貨を管理していた。国際通貨の地位の弱体化のそれは最後の歯止めであった。この制度こそ、イギリスが独力で維持できる唯一のものだったのである。しかし、1963年では、ポンド残高の大きさに変化はなかった。ところが、通貨的独立を達成した1967年末のこれら地域のポンド残高の合計は、1.3億ポンドに下落して、戦争直後の規模にまで大幅に落ち込んでしまったのである。

III 通貨的独立を早期に達成していた国に対するイギリスの交渉力の低下

クウェート、リビア、香港は名目的にはポンド地域に属していたが、その豊富な資金力によって、イギリスから早期に通貨的独立を達成していた国である。とくに、香港はイギリスの政治的保護地域でありながら、通貨的には早熟な独立を勝ちとっていたという特異な地域である。これら地域のもつポンド残高は大きく、それだけにイギリスにとっても重要な地域であったが、イギリスはこれら地域に対してまったく通貨的交渉能力をもっていなかった。中東の2つの産油国は、イギリスへの政治的思惑よりも、アラブ世界内部の政治的連合意欲が強く、イランと政治的に対立したイギリスは、これら諸国のアラブ寄りの姿勢をチェックする能力を喪失していた。香港もまた豊富な金融力のゆえにイギリスにもっとも大きな譲歩を迫りえた国だった。

中東地域は、バーゼル協定実施前の4か月の間に(1968年3月から6月にか

けて)、ポンド準備を4.45億ポンドから3.35億ポンドと急激に減らした。そのほとんどはクウェートとリビアによるものと思われ、これら両国がシンガポールとともに、パーゼル協定の締結をイギリスに急がせた真犯人であると信じられている(邦訳、141ページ)。クウェートの繁栄は、1951年にアングロ・イラニアン石油の国有化に伴うイギリスの威嚇によって、イランからの石油輸出が完全にストップさせられたことを契機として、国内石油産出高の劇的な伸びに助けられて生じたものである。クウェートは豊富な資金をロンドンに預金しつつ、近隣のアラブ諸国に積極的な資金援助を与えていた。1961年イギリスから政治的に独立するや否や、「クウェート・アラブ経済開発基金」(Kuwaiti Fund for Arab Economic Development)を資本金2.8億ドルで創設し、1966-67年には1.6億ドルの資金供与を近隣のアラブ諸国に行なっている。さらに、1966年にはIMFへの資金返済に行き詰まっていた当時のアラブ連合共和国(United Arab Republic)への資金供与を行ない、イスラエルとの戦争で疲弊したエジプト、ヨルダン等を支配した。1966年には非常に緩やかな条件で両国に1.4億ドルほどを援助したという(邦訳、143ページ)。さらに記憶されねばならない重要なこととして、1968年9月に世界銀行債の新規発行が、クウェート・ディナール建てで行なわれたことである。20年満期、年利6.5%、4,200万ドルの発行であったが、以後これは、クウェートが豊富な資金を様々な国際機関と国際銀行の発行する債券で運用する突破口になったのである(邦訳、144ページ)。当時はまだユーロ・ダラーの前途に確信がもてなかったもので、クウェートのこの面での投資はあまりなかったが、豊富な資金の有利な運用先を見つけることができれば、クウェートはさっさとロンドンでのポンド残高を引き上げる用意をしていたものと思われる。クウェートが何度もイギリス政府に要求してきたことは、クウェート保有のポンドに金価値保証をつけてもらいたいということであった。そして1966年のイングランド銀行の回答、つまり、ポンド地域内での差別待遇になる金価値保証はできないという回答が出されるや否や、クウェートは大量のポンド売りを浴びせたのである。この時点でクウェートはアラブ

寄り姿勢を明確にして、ポンド離れを決意したと思われる。事実、ポンド保有の据置き措置を緊急に決めた1968年のバーゼル協定の期限切れとともにクウェートは再度、一斉にポンドを売り浴びせたのである。それでもクウェートの場合、石油のロイヤルティをまだポンドで預金する習慣をもっていたが、クウェートよりも遅く石油輸出を始めたリビアは、預金は初めからドルでもとうしていた。戦後英米両国の軍事基地を設定されて独立を与えられたこの貧しい小国では、1960年代後半に石油が発見されたのであるが、採掘権を与えられた外国石油会社38社のうち、米国系が24社を占めていた。1968年の外貨準備は、4.49億ドルあったが、ポンドはわずかに1.1億ドルを占めるにすぎず、イギリスの石油会社の支払うロイヤルティは、全体の10%程度でしかなかった。1969年の民族主義的政権の成立とともに、王制が倒され、1969年イギリスはリビアからの軍事的撤退を余儀なくされた。こうして、イギリスは中東という豊かなポンド地域との交渉能力をまったく喪失してしまったのである。そして、結果的には、中東こそがポンド体制を根底から転覆させる最大の起爆力となったのである。

香港もまた金融的富裕国の1つであった。1967年時点での香港のポンド残高は、3.6億ポンドあり、人口わずか370万人の規模だから1人当たり100ポンドの残高を有していて、人口当たりではどの先進国よりも多かった¹⁰⁾。法的的にはイギリスの植民地通貨国ではあっても、当時すでに香港は世界でもっとも高度に発達した国際金融市場であり、ヨーロッパのどの主要都市よりも自由な外国為替市場が成立していて、あらゆる種類の証券が取引されていた。この自由な市場の存在によって、ロンドンのシティの規制とが管理をめぐる問題はつねに不発に終わったほどである。その意味において、香港は、ロンドンにポンド残高を保有してくれる金融的富裕国ではあっても、シティの国際金融市場とある面では競争関係にあった。

香港には他の植民地通貨国のようなカレンシー・ボードは存在していなかつ

10) *A Financial Times Survey*, 29 Apr. 1968.

たが、同じような機能をもつ「為替基金」がロンドンに積み立てられていて、それが国内発券業務を担う民間の商業銀行（香港上海銀行、マーカンタイル・バンク、チャータード・バンクの3行）の発券準備となっていた。この準備比率は植民地通貨のなかではもっとも高く、通常は140%もの高率であった¹¹⁾。この高率の準備が香港のポンド残高を巨大なものにした最大の要因であった。国際金融市場として目覚ましく成功していた実績とあわせて、この点がイギリスに対して強く出られた香港の背景となっていたのである。1967年11月にポンド平価切下げによって、対ドル・レートが14.3%に下がったとき、イギリスに圧力をかけて強引に自国通貨の対ポンド・レート切上げを認めさせて、対ドル・レートの切下げ幅を結果的に小さくすることによって国際金融市場としての被害を軽微なものに止どめることに成功したのも香港のこの金融力のゆえである。このとき、香港はそれまでの1955年から1967年まで固定されていた対ポンド・レート 1s. 3d. を 1s. 4½d. に切り上げ、対ドル・レートの切下幅を5.7%に留めたのである。ちなみにそれ以前の香港ドルの対ポンド・レート (1s. 3d.) は、通貨の市場価値を無視してイギリスにとって計算しやすいことのみ理由で設定されたものである。つまり、ハーフ・クラウンの半分という単純な比率に固定されていたものである（邦訳、152ページ）。

イギリスに対する交渉力の強さは、他のポンド地域と異なって上記のように独自の平価設定力をもつだけでなく、1968年には、他のポンド地域諸国に先んじて、ポンド切下げに伴うポンド残高のドル価値保証を香港に獲得させた。それだけではない。バーゼル協定によって公的準備の多様化にポンド地域が歯止めをかけられた後においても、香港のみは準備の半分を香港ドル建ての7年ものの債券で保有する権利を新たに確保して、将来のポンド価値の低下に対するリスク・ヘッジすら行えたのである（邦訳、153ページ）。

11) David Williams in W. F. Crick, ed., *Commonwealth Banking Systems*, Oxford U. P., 1965, p. 183. クリックは長年ミッドランド・バンクの経済顧問を勤めた人で、ウィリアムズは当時のIMFのエコノミストであった。

このような数々の譲歩をイギリス側は香港に与え続けなければならなかった。イギリスとしては、香港を脅迫する材料をほとんどもっていなかったからである。辛うじてあったとすれば、香港での軍事的駐留であったが、これも費用のほとんどすべてはイギリス側の負担であった。社会主義中国の寛容さでやっと存立を許されている香港にとって、国内の治安を維持することは非常に重要なことであった。事実1968年にイギリスが極東からの撤退やむなしと決意し、重要な軍事基地であったシンガポールからさえ撤退したのに、香港軍のみは撤退しなかった。香港をポンド連合に繋ぎ止めておく手段は、費用のかかるイギリス軍のみであった。つまり、香港はイギリスにとっては、大きな重荷以外のなものでもなかったのである（邦訳、153ページ）。

1967年以降、政治的にますますイギリスから離れつつあった大量のポンド保有国を引き止めることは、大変な負担をイギリスにかけることであった。しかし、イギリスは依然として、最高通貨症候群に冒されていた。かつてのポンド地域がT字型フォードのように建造・維持費用ともに安価なものであった記憶の後遺症のために、最高通貨ポンドを支えていた国際環境はすでに喪失していて、交渉通貨に転落したポンドの維持には膨大な経済的負担を覚悟しなければならなくなっていたという事態の自覚をイギリスはなかなかもてなかったのである。

クウェートには、安全かつ有利な投資対象をイギリスは紹介する必要があった。1964年の投資委員会がイギリスの自治体の起債引受けをクウェートに依頼したこともあったが、長期資金をイギリスで運用してもらうための収益性に勝れた金融商品を提供できる力を当時のイギリスは一般的に失っていたのである。すでに、ユーロ・ダラー、国際機関の債券等の新しい有利な投資対象が浮上りつつあった状況のもとでは、イギリスの提供できる投資対象には限界があった。クウェートのような豊富な資金力をもつ国の資金運用手段を1国で提供できるものでなかったのだから、もしこの時点でイギリスが国際機関にクウェートのような金融的富裕国の資金運用の管理を委ねることに成功していれば、交渉通貨に転落したポンドの負担は大幅に軽減されえたはずである。つまり、当時の

イギリスは最高通貨としてのポンドの地位を守るのではなく、その座をいかにスムーズに下りるかということに自己の利益を見出すべきだったのである、とストレンジは言う(邦訳、145-46ページ)。しかし、イギリスは依然として栄光のポンドの復活を夢見ていた。リビアについても、同じようなことが言えた。リビアがイギリスと国際的に連携する可能性はほとんどなかったのだから、その将来はきっぱりと米国に任せることが必要であった(邦訳、148ページ)。香港についても、イギリス軍を駐屯させるよりも、中国と明確な条約を結んで、香港が自治的な自由都市として振舞えるように、イギリス軍の撤退、憲法改正を含む各種近代的社会の建設、中立性の国際的認知、IMFやECAFE(国連アジア極東経済委員会)、アジア開発銀行等の国際機関による通貨事情の管理、といった手段を講じることこそがイギリスにとっては必要だったはずである。これら金融的富裕国の置かれていた国際政治環境に適合する現実的な通貨政策をイギリスは模索すべきであった(邦訳、155-56ページ)。しかし、当時のイギリス通貨当局はポンド地域の旧来通りの維持という観念しかなかった。イギリスは、これら地域のポンド離れのみを危惧していたのである。国際通貨ポンドの維持にいつまでもこだわり続けた結果、イギリス経済は取返しのつかない停滞に苦しむことになったのである。

IV ポンド地域の最後のきづなアイルランド共和国

アイルランド共和国は、長いイギリスの圧制をはねのけてやっとなら1921年に独立したのに、この国はポンド地域の中では最後までポンドに従属した国であった。1926年の通貨法でやっとなら代用的国民通貨が許されたが、独立の通貨政策は1965年まで不可能であった。この間、国内通貨発行には依然として100%準備を余儀なくされ、政府機関の準備のすべては(アイルランド郵便貯金銀行、信託貯蓄銀行を含む)イギリス政府債に投資されなければならなかったし、この国の最大の銀行の1つであるナショナル・バンクは、その大部分の業務がアイルランドの地域で行なわれていたにもかかわらず、ロンドンで登録され、ロン

ドンの金融事情に支配されていたロンドンのクリアリング・バンクであった。アイルランド銀行がこの商業銀行を1,220万ポンドでやっと買収したのは1965年のことであった(ナショナル・バンク・オブ・アイルランド)。

通貨的にイギリスの忠実な下僕であったアイルランド共和国のみは、準備に占めるポンド資産の比率は1960年以降、ずっと90%台を維持していた。60年代の国際収支の赤字に対処する場合ですら、ポンド残高を取り崩すのではなく、IMFからの借入で対応してきたのである。ポンド切下げ後の1968年3月に金保有を前年の3倍に増やしたとはいえ、それでもポンド資産の比率はなお74%の高さであった。アイルランド共和国こそは、なんの餌を与えなくとも巨額のポンド残高(1.5億ポンド)を保有し続けてくれる唯一の独立国だったのである。ストレンジはつぎのように言う。

「逆説的だが、米国の独立以降、植民地という地位から抜け出して政治的独立をはたしたイギリスの最初の植民地が、結局のところ、おそらくポンド地域の最後の残党になることは確かである」(邦訳、156ページ)。

アイルランドの貿易の80%は、なおイギリスとの貿易であったし、イギリスはアイルランドの農産物に対して他のどの国よりも気前のよい特惠を与えてきた。それだけに、ポンドとの固定レートを守り、準備のほとんどをポンドで保有していたアイルランドは、それまではEECにも単独で加入するのではなく、イギリスとの自由貿易協定を1966年に結ぶという程度で満足していたのである。

しかし、すでにストレンジは1970年の段階でイギリスはアイルランドとの緊密な通貨連合という紐帯を早めに切断しておくべきだと主張していた(邦訳、158ページ)。1つには、アイルランドの激しい民族的、宗教的運動に直面していたイギリスが、アイルランド側に不利な通貨の取決めを押しつけたままで事態を放置しておける政治的環境ではなくなっていたこと、2つは、イギリスのEEC参加によって、イギリスがこれまでアイルランドに与えていた有利な特惠を持続することが困難になることである。

「以上の2つの観点からすれば、通貨を平和裡に切り離すことが将来の2国

間の良好な政治的関係に対する最善の保証となるだろう」(邦訳、158ページ)。

見られるように、ストレンジの力点は、ポンドの国際通貨としての地位を守ることではなく、いかにすればポンドを平和裡に国際通貨の座から降ろすかという戦術の発見であった。それは、ポンド地域が事実上解体してしまっていて、わずかに残った6か国ですら、それぞれの政治的事情から解体寸前にあるという事実認識からくる見解であった。

かつてインドとパキスタンはポンド地域の非常に重要な地域であった。1945年の両国のポンド残高は11.38億ドルもあった。ところが、1965年の両国の準備合計は1.65億ポンドに減少して、国際的な援助国連合に事実上支配されるようになってしまっていた。ここでは、戦前の遺産からイギリスとの貿易がなお大きいとはいえ、イギリスもその他の援助大国の一員でしかなかったのである。もはや、これら援助を受ける諸国にとって、ポンド地域に留まる有利さはなく、イギリスからの特別の借款供与は期待されなかった。援助を供与する諸国にしても、ポンド残高の維持に関心をもっていたとしても、もちろんポンド地域を維持するためではなかった。ポンドが急速に崩壊した場合の経済的混乱とその穴埋めに先進国通貨が無制限に使用されることに対してのみ彼らは警戒していたにすぎなかった。イギリスは、ポンドのドル価値保証の義務さえ負っていればよいのであって、旧ポンド地域の準備の管理は原則的にはイギリスではなく、それぞれの国に委ねておけばよいと援助供与国は考えていたのである。

このことは、B I Sを使ってポンド地域を解体しておきたいという西ヨーロッパの思惑の反映でもあった。たとえば、1968年のバーゼル協定では、20億ドルの資金源泉は、国際金融市場における資金調達、ポンド地域がB I Sに預けた預金、12か国によるスタンド・バイ・クレジットの3つであった。このうちのB I Sに預けられたポンド地域の預金について、バーゼル協定を説明した白書にはつぎのように記されていた。

「海外ポンド地域の中央銀行によってB I Sに預けられた預金について、バ

ーゼル融資に参加した諸国は、ポンド地域諸国に対して、その非ポンド準備の一部を普通の銀行業の条件でB I Sに預けるように要請した。イギリスの引出しに対応すべく、B I Sがこの資金を使用する。しかし、そうすることによってポンド地域諸国は、B I Sに預けた自国の預金の引出制限にあうことはない。各国は、自国の都合によって好きな時に預金を引き出す自由は確保されている。それゆえ、預金総額はつねに変動することになる。このような預金をする用意があると述べている国はすでに多数存在している」¹²⁾。

つまり、ポンド残高をイギリスがこれまでのように一方的に使用するのではなく、ポンド地域の自主性を守るためにB I Sが代行することがここでは宣言されていたのである。当時のイギリスが認識すべきことはポンドが確実に国際的管理下におかれるようになっていて、管理に要する費用のみイギリスが負担しなければならなかった、という国際情勢の真の姿だったのである。イギリスの選択肢は国際機関に従属しながらも、費用負担をなるべく軽減する交渉しか残されてはいなかったのである。にもかかわらず、イギリス当局はその場におよんでもなおポンドへの幻想を棄てきれないでいた。イギリスの悲劇はすべてこの重大な事実誤認に基づくものである。

たとえば、アフリカの多くの新興独立国も軒なみ資金不足にあえいでいた。一次産品輸出の不安定さ、旺盛な工業製品需要によってこれら諸国が、植民地時代に強制的に蓄積させられていたポンド残高を取崩すようになることは必至であった。彼らによるポンド残高取崩しを阻止するには、膨大な資金援助と一次産品価格の国際的安定化装置の創設が必要であった。しかし、イギリスは当然にもそのような力をもっていなかった。ここでも、イギリスには国際的な援助国連合の集団的意志に従属するより他の選択肢はなかったのである。

イギリスの軍事的撤退後、多くの失業者を出すであろうかつての軍事基地が数多くあった。シンガポール、アデン、キプロス、マルタ等がそれである。しかもこれら都市国家はかつてのイギリスの軍事施設の遺産として小国にしては

12) GB Treasury, *op. cit.*, p. 5.

膨大なポンド残高をもっていた。1967年には、マルタは約4,000万ポンド、キプロスは約5,000万ポンドをもっていたのである（邦訳、162ページ）。このような国が、イギリスの基地撤去からくる失業を救済するためにも、まず行なうことは当然、過去に蓄積したポンド残高の取崩しであった。1968年のバーゼル協定がそれを阻止するだけのイギリスの経済援助負担を肩替わりしてくれたわけではもちろんない。にもかかわらず、バーゼル融資で一服できたイギリス大蔵省は、本稿の冒頭で紹介したように、ポンド体制の安定性をなお信じていたのである。この箇所『埋合せ』という言葉が使用されたことは、イギリスの自己に都合のよい思い込みを示すものである。ポンド地域の国際収支赤字をイギリスが解消してやろうとしても、事実上不可能であったし、ポンド地域諸国もそのようなことを期待していたわけではなかった。しかし、各国はポンドの通貨システムの維持をなお望んでいる。バーゼル協定のような国際的協調体制が今後とも採られるかぎり、ポンド体制は投機の危機から救われる、とイギリスは勝手に了解していたのである（邦訳、117-18ページ）。

イギリスが、当時のポンド地域諸国の行動から受ける危険性はまだ他にもあった。カリブ海の諸国が、イギリスの資本管理の抜け道として次第にその姿を現わしつつあったからである。バハマやバーミューダがタックス・ヘイヴンとして生きる道を選択して、イギリスの為替管理から抜ける方策をイギリスの居住者に提供したのである。これは、1967年のポンド切下げに際して、イギリスが香港の商業銀行に与えたようなドル価値保証をバーミューダの2つの商業銀行に与えず、逆に1968年にこれら2つの商業銀行を中央通貨当局に移管して、そのポンド残高のイギリスによる管理を強制しようとした強引な政策が裏目に出てしまった結果である。これら小国たちは自己の金融の利害がイギリスと異なるという認識をもってしまい、タックス・ヘイヴンの道を選択したのである（邦訳、152、163ページ）。すでにカリブ諸国は金融的には米国の圏域に入っていたのだから、イギリスは自己の責任のみに基づいてこのような強引な商業銀行取潰し策を採る必要などまったくなかったのである。むしろ、タック

ス・ヘイヴン化への道を警戒して、この面における米国の協力を要請すべきであった。カリブ海諸国に対するイギリスの政策は、虚勢を張る以外のなにものでもなかったのである。しかも、当時のイギリスは、タックス・ヘイヴンのもたらすであろう巨大な害悪について、ことの重大性にまったく気づいていなかったのである（邦訳、164ページ）。

小 括

戦後すでにポンド地域は解体の進行を速めていた。にもかかわらず、イギリス通貨当局は繰り返しポンド体制の安定性を強調していた。そのために、当局が予想もしなかった1967年から1968年のポンド地域諸国のポンド残高の投売りに狼狽して、ポンド地域諸国との2国間交渉を行なう時間的余裕がなく、いきなりバーゼル融資の緊急の救済を受けなければならなくなった。つまり、事前の入念な準備交渉がポンド地域との間で行なわれておれば、各国とイギリスとの間で各国の事情に応じたきめの細かい取決めが交わされていたであろう。ところが、緊急事態に慌てたイギリスはいきなり融資国12か国とのバーゼル協定を結ぶことによって、結果的に協定に盛り込まれた内容についてはすべての国に最恵国待遇を与えざるをえず、ポンド準備の拘束の見返りに約束させられたポンドの対ドル価値保証の負担を必要以上に大きくしてしまったのである。それだけではなかった。イギリス通貨当局は、バーゼル協定への全面的協力がポンド地域諸国から将来ともに得られるであろうとのいわれのない信念から、ポンド諸国のポンド離れの動きに対応するための積極的な施策を講じることを怠ってしまった。ポンド地域諸国の資金需要に十分応えることがすでにできず、金融的富裕国に提供できる十分な投資対象ももっていなかったイギリスが模索すべき解決策は、IMFやBISなどを通じるポンド地域の準備の協同管理の方向であった。たとえば、BIS勘定を通じる預金は高収益だが元本保証が与えられず、金・ドルへの預金は元本保証だが低収益の預金であり、ポンドやその他の通貨建ての預金は流動的な形態で保有するように誘導するとか、既存のポ

ンド残高の返済を急ぐのではなく、合意された妥当な利子率で発行されたイギリス大蔵省の長期債券を国際的通貨機関にもってもらい、ポンドの対ドル価値が変動すれば、債券の額面価格をそれに合せて調整するといった方法でポンド残高の国際機関への移転を画策するのも有益な方策であっただろう、とストレンジは言う。この最後の方策は、1964年にロバート・トリフィン (Robert Triffin) が実際に提案したものだ¹³⁾、当時のイギリス政府から一蹴された経緯があった。政治的にとても不可能であるというのがそのときのイギリスの政府の反応であった。この点についてストレンジはつぎのように言う。

「つまり、障害となるのは過去も現在もつねに政治的、心理的なものである。もっとも下らないものはイングランド銀行の『自負心』なるものであった。しかしこれは消えつつある。もっとも予想しにくいのは、他の諸国、とくに米国、フランス、西ドイツの政治的抵抗である。イギリスを重荷から解放してやる取決めを結べば、それがどのようなものであろうと、国際金融の駆引をめぐる既存のバランス・オブ・パワーの世界にある個々の国の利益を崩しかねない、とこれら諸国が考えているだろうからである。また国によっては、国際的通貨機関の力とその影響力を増大させる取決めに反対するかもしれない。これら機関を完全に管理することがその国にできないからである」(邦訳、168ページ)。

たとえ、そのような各国の同意を得ることが困難であるとしても、イギリスの経済力の低下を前提にして、できるかぎりの、アメとムチを併用しながら妥当な打開策を模索しなければならない、とストレンジは強調する。いかにすれば、現実の国際政治状況のもとで、イギリスは国際通貨の座から平和的、安価に下りることができるのかを真剣に議論しなければならないまさにそのときに、イギリス通貨当局は、なおいまわしい国際通貨症候群から脱却できないでいる。ポンドがローカル・カレンシーに転落する直前の1970年に、ストレンジはこの

13) Robert Triffin, *The Evolution, of the International Monetary System: historical reappraisal and future perspectives*, Princeton U. P., 1964.

ように優れた現実認識をもっていたのである。

次稿では、1968年のバーゼル協定に救済を求めざるをえなかったイギリスの
対外投資のもっていた性格に関するストレンジの分析を追うことにする。